

各 私 立 学 校 }
各 私 立 専 修 学 校 } 御 中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した私立学校等施設の学校法人が実施する災害復旧事業に係る手続きについて

東北地方太平洋沖地震による災害については、平成 23 年 3 月 13 日に政令により激甚災害として指定されました。

激甚災害により私立学校施設が被害を受けた場合、学校法人が行う災害復旧事業に対して補助が実施されております。

この補助に係る事務について、下記のとおり当面必要な内容及び事務の流れをお知らせしますので、御留意願います。

記

- 1 災害復旧事業に係る補助については、激甚災害による被害であるかどうか、また、被災施設を原形に復旧するための費用であるか等について現地調査等を行い、これらに該当するものに対して補助を行うこととなります。※別添事務の流れ参照
- 2 学校施設の被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに**証明できるような写真※**や関係資料等の準備をお願いします。※できるだけメジャー等で被害規模がわかるような撮影方法をお願いします。
- 3 補助対象額については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律及び施行令」により次の算定の 1/2 補助となる予定です。

(1) 補助基準額

激甚災害を受けた一の私立の学校の用に供される建物等の復旧に要する工事費の額を被災時における当該私立の学校の児童等の数で除して得た額が 750 円以上のもの。※専修学校を除く

(2) 施設

工事費の額が次の額以上であること。

幼稚園：60 万円以上、小学校及び中学校：150 万円以上、高等学校：210 万円以上、特別支援学校：90 万円以上

(3) 設備：建物の被害の程度の区分に応じて、別に定める額

【私学振興担当】

TEL 019-629-5041

FAX 019-629-5049

事 務 連 絡
平成23年3月23日

各都道府県私立学校主管部課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

東北地方太平洋沖地震により被災した私立学校施設の
学校法人が実施する災害復旧事業に係る補助について

東北地方太平洋沖地震による災害については、平成23年3月13日に政令により激甚災害として指定されました。

激甚災害により私立学校施設が被害を受けた場合、従来から法令等により、学校法人が行う災害復旧事業に対し補助を実施しているところです。

この補助事業の執行に係る事務については各都道府県にお願いすることになりますが、事務の流れ等を別添のとおりまとめましたので、今後この補助事業の申請を予定されている場合は、特に下記の事項に留意いただくようお願いいたします。

記

1. 災害復旧事業に係る補助については、後日改めて依頼する通知を受け学校法人から提出していただく復旧事業計画書について当該事業が激甚災害による被害であるかどうか、また被災施設を原形に復旧するための費用であるか等について現地調査等を行い、これらに該当するものに対して補助を行うこととなります。
2. 復旧事業計画書を提出する場合には、激甚災害によって被災していた事実を証明する被災直後の写真や関係資料が必要です。そのため、学校施設の被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに証明できるような写真や関係資料等を復旧事業計画書を提出する前に予め保存していただきますようお願いいたします。

本件問合せ先

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第一係

畑（はた）、八木下（やぎした）

電話：03-5253-4111（内2545）

Fax：03-6734-3396

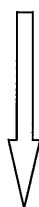
mail：sigakujo@mext.go.jp

私立学校施設の災害復旧補助事業に関する事務の流れについて

災 害 発 生



【学校法人】 都道府県（大学法人は文部科学省）に被害報告（随時）



（平成23年3月13日）

「激甚災害」として指定する旨の政令公布

【今後の手続き】

【文部科学省】 都道府県を通じ復旧事業計画書の提出を依頼



【都道府県】 各校からとりまとめた復旧事業計画書を提出



【文部科学省】 復旧事業計画の事前把握



【文部科学省】 現地調査・補助金額の査定 ※



【文部科学省】 調査報告書（現地調査終了後、随時）



【文部科学省】 補助に必要な予算額の確定、補助金の交付

※ 復旧事業計画書をもとに、被災した学校に対し文部科学省担当者が地方財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、補助金額の査定を行う。